

# 市民委員会 資料【港湾局】

(平成27年1月21日)

東海旅客鉄道株式会社からの川崎市臨海部における調査依頼について

# 東海旅客鉄道株式会社からの川崎市臨海部における調査依頼について

## 1. 中央新幹線事業について

東海旅客鉄道株式会社（以下JR東海という）では、超電導リニアによる中央新幹線計画を全国新幹線鉄道整備法に基づき進めています。

中央新幹線事業については、全国新幹線鉄道整備法に基づき、平成23年5月に国土交通大臣より営業主体及び建設主体としてJR東海が指名され、整備計画の決定及び建設指示がなされました。これを受けて、平成23年6月より環境影響評価を実施されており、平成26年8月に国土交通大臣意見を勘案した最終的な環境影響評価書を国土交通大臣及び関係自治体の長に送付するとともに公告し、工事実施計画の認可申請に必要な準備を進め、環境影響評価書の送付と同日に、国土交通大臣に対し、品川・名古屋間の工事実施計画の認可申請を行い、平成26年10月に認可され、事業着手しています。

## 2. 調査依頼が本市に来た経緯

環境影響評価書には、工事により発生する建設発生土等については、本事業内での再利用、他の公共事業などへの有効利用と記載されております。また、川崎市宮前区梶ヶ谷に計画している非常口から搬出する発生土は、鉄道貨物を活用し臨海部等へ運搬することで、大気質、地域交通等の影響を低減すると記載されています。

鉄道を利用して本市臨海部へ運搬する場合、臨海部に不必要に発生土が滞留することがないように、海上輸送への円滑な積み替え方法を検討することや臨海部における企業活動や物流等への影響を把握することが必要であることから、川崎港を管理している川崎市へ協力依頼が送付されたものであります。

### ● 鉄道貨物の活用

川崎市宮前区梶ヶ谷に計画している非常口から搬出する発生土は、鉄道貨物を活用し臨海部等へ運搬することで、大気質、地域交通等の影響を低減する計画としています。

JR東海【中央新幹線環境影響評価書のあらまし】より抜粋

図-1 中央新幹線事業(神奈川區間)



○ 非常口位置

JR東海【中央新幹線環境影響評価書のあらまし】より抜粋

# 東海旅客鉄道株式会社からの川崎市臨海部における調査依頼について

## 3. これまでの経緯と今後の予定

平成26年11月11日 ～28日	事業説明会（区単位で実施）（JR東海）
平成26年12月1日	川崎市臨海部における調査協力についてのお願い（JR東海→まちづくり局） 川崎市臨海部における調査協力についての照会（まちづくり局→港湾局）
平成26年12月10日	川崎市臨海部における調査協力についての回答（港湾局→まちづくり局） 川崎市臨海部における調査協力についての回答（まちづくり局→JR東海）
平成26年12月11日 ～22日	調査に関する協定書についての調整（港湾局⇄JR東海）
平成26年12月24日	「川崎市臨海部における調査に関する協定」の締結
平成27年3月末	調査内容についての中間報告（港湾局→JR東海）
平成28年3月末	調査内容についての最終報告（港湾局→JR東海）

### 協定の概要

#### 【目的】

川崎市内で発生する建設発生土の臨海部における運搬が川崎市臨海部に与える影響等を調査し、適切な運搬方法を検討するために双方協力すること。

#### 【調査実施主体】

川崎市港湾局

#### 【調査費用】

概算金額 3,000万円  
JR東海が全額を負担する(予納)

#### 【期間】

調査期間 平成28年3月31日まで  
(中間報告 平成27年3月31日まで)

年度	平成26年度									平成27年度												
	11				12			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	11	14	23	28	1	10	24															
JR東海	事業説明会				調査協力依頼																	
まちづくり局																						
港湾局																						

注: 矢印は関係を示す。JR東海からまちづくり局へは「調査協力依頼」(12/1)、まちづくり局からJR東海へは「回答」(12/10)。まちづくり局から港湾局へは「照会」(12/1)、港湾局からまちづくり局へは「回答」(12/10)。港湾局からJR東海へは「協定書締結」(12/24)と「中間報告」(27/3)。